

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第2区分

【発行日】平成17年12月22日(2005.12.22)

【公表番号】特表2005-510069(P2005-510069A)

【公表日】平成17年4月14日(2005.4.14)

【年通号数】公開・登録公報2005-015

【出願番号】特願2003-545088(P2003-545088)

【国際特許分類第7版】

H 05 K 7/20

【F I】

H 05 K 7/20 G

【手続補正書】

【提出日】平成16年5月27日(2004.5.27)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

平坦な壁体部分(34)と、複数の開口部(40)及び前記各開口部の間に延在するリブ(42)を有し、前記壁体部分(34)にある、開口された通過プレート(38)と、を備えている、換気されるべき装置のためのハウジング(30)部品において、前記開口部(40)は、平坦な前記壁体部分(34)の平面に位置しており、前記リブ(42)は、平坦な前記壁体部分(34)の平面に対して少なくとも部分的にオフセットされていることを特徴とするコンポーネント。

【請求項2】

前記リブ(42)は、前記壁体部分(34)の面から突出するように湾曲していることを特徴とする請求項1に記載の部品。

【請求項3】

前記リブ(42)は、前記壁体部分の面形状に従うリブ(22)に比較して長くなっていることを特徴とする請求項2に記載の部品。

【請求項4】

前記リブ(42)は、前記平坦な壁体部分の平面に対して約5乃至15%だけ長くなっていることを特徴とする請求項3に記載の部品。

【請求項5】

前記リブ(42)は、橜円切片又は波形の形態で湾曲していることを特徴とする請求項2乃至4のいずれか一項に記載の部品。

【請求項6】

前記リブ(42)は、捩れていることを特徴とする請求項1に記載の部品。

【請求項7】

開口された前記通過プレート(38)の総面積に対する開口面積の割合が60%よりも大きく、特に68%よりも大きいことを特徴とする請求項1乃至6のいずれか一項に記載の部品。

【請求項8】

前記壁体部分(34)は、二次元又は三次元の面を形成していることを特徴とする請求項1乃至7のいずれか一項に記載の部品。

【請求項9】

前記壁体部分（34）は、金属でできていることを特徴とする請求項1乃至8のいずれか一項に記載の部品。

【請求項10】

請求項1乃至9のいずれか一項に記載の部品を備えていることを特徴とする、電気装置又は電子装置のためのハウジング。

【請求項11】

請求項1乃至10のいずれか一項に記載の部品を備えていることを特徴とする、送風機により冷却される電源供給部のためのハウジング。